平成２５年（フ）第２４９４号
札幌市中央区南15条西５丁目４番６―311号
債務者　浦本あゆみ（旧姓柏）
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２５４９号
札幌市東区北27条東４丁目２番８号
債務者　大串　直人
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３９号
札幌市西区発寒６条８丁目６番20号　Ｓ．Ｋマンション102号
債務者　小林　誠一
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５１号
札幌市東区北33条東10丁目５番16号　光伸ビル２階205号
債務者　杉野栄美子
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１号
岩手県二戸市金田一字沖57番地４
債務者　向久保愉人
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２５年（フ）第３７９号
群馬県伊勢崎市三室町5931番地９
債務者　籾山　君代（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成26年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３８９号
群馬県前橋市鼻毛石町197―42、住民票上の住所群馬県前橋市苗ヶ島町1927番地２
債務者　青木　　正
1　決定年月日時　平成26年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第７号
群馬県前橋市六供町１―20―３　ヴィラ・グラツィ102、住民票上の住所群馬県高崎市下里見町398番地５
債務者　永井　健一
1　決定年月日時　平成26年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２号
群馬県高崎市下佐野町669番地１　シルクハイツＢ12号
債務者　富田美由紀
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第３号
群馬県高崎市下大類町524番地８　レオパレスＹＡＭＡＺＡＫＩ207号
債務者　横山　良昭（旧姓城田）
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第７号
群馬県高崎市台新田町307番地　市住20号
債務者　小川　明典
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第８号
群馬県高崎市福島町762番地10
債務者　森田稚奈子（旧姓宇都）
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第５７号
埼玉県入間市東藤沢５丁目26番１号
債務者　内藤三枝子
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１１１３号
千葉県市川市北国分１丁目１番15号　ハイツクレインＶ102号
債務者　進藤　美昭
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０２９号
堺市南区桃山台２丁８番５―205号
債務者　新井　　幸
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１４７号
大阪府藤井寺市道明寺４丁目９番43号
債務者　三浦工業こと　三浦　道男
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１６０号
大阪府藤井寺市藤ケ丘２丁目６番12号　藤ヶ丘ハイツ302号室、住民票上の住所大阪府柏原市国分本町７丁目10番８号
債務者　谷山　豊隆
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係